



「外商投資法」適用の移行期間満了に向け

Q かつて外国資本による対中投資（以下「外国投資」という）の管理に関する基本法として「中外合資経営企業法」（以下「合資企業法」という）、「中外合作経営企業法」（以下「合作企業法」という）および「外資企業法」（三法まとめて「外資三法」という）が1979年から相次いで施行され、こうして確立した外国投資管理体制の運用は40年余り続き、現存する多くの外資系企業は、この時期に設立されたものと思います。2020年の「外商投資法」施行後、外資系企業は5年間の移行期間を経て、組織体系等を変更する必要があると思われませんが、どのような点に注意すべきでしょうか？

A 中国の市場経済体制改革が深まるとともに、旧体制を調整すべきだという声が高まり、中国の全国人民代表大会は、19年3月15日に「中華人民共和国外商投資法」（以下「本法」という）を正式に可決し、20年1月1日からの正式施行が確定し、「外資三法」は廃止されました。本法は、外資系企業の組織形態等に「会社法」の規定を適用することを定め、現存の外資系企業と「会社法」の規定が一致しない組織形態等について、企業が5年間の移行期間中に変更することができると規定しました。24年12月31日の移行期間満了までの1年半足らずの間に、以下のような点に注意して準備する必要があります。

新旧法律制度に存在する外資系企業の組織形態の規定の相違点

「外資三法」で定めた外資系企業の組織形態と「会社法」には、大きな違いが存在し、実務における運用にも混乱した現象が存在していた。その詳しい説明は複雑になるが、幾つか典型的な例を上げるとすれば、「会社法」が定める有限責任会社の最高意思決定機関は、株主もしくは株主会であったが、「合資企業法」が定める合弁会社では、有限責任会社の形式を採用していても、最高意思決定機関は董事会であった。一方、「合作企業法」の定める合作会社では、合弁会社と同じ組織形態を採用することもできたし、契約の約定に基づいて連合管理機関を設立し、最高意思決定機関とする形式を採用することもでき、実際の運用における違いは非常に大きかった。また、「外資企業法」では、外商独資公司（「外資系企業同士の合弁」のケースを含む）の最高意思決定機関の形式が明確に定められておらず、地方政府では当初、「合資企業法」を参照し、董事会を外商独資公司の最高意思決定機関としていたが、その後は「会社法」の要件を参照し、株主もしくは株主会を最高意思決定機関としたため、実務における状況はひどく混乱していた。

組織形態を変更していない日系企業のとるべき対応

本法の規定により、様々な組織形態の外資系企業は、今後「会社法」の定める組織形態に統一されることになった。確かに会社組織形態のうち最も重要な内容は、最高意思決定機関の設定と権限であるが、会社組織形態には、強い体系性があるため、事実上は多方面で対応する必要がある。

1. 会社定款は、会社の組織形態設定における重要な法的根拠であるため、「会社法」の規定に基づいて全面的な確認と修正を行う必要がある。これに関しては、少なくとも次の内容が含まれる。

(1) 定款の適用法を「外資三法」から「外商投資法」と「会社法」に修正する。

(2) 会社の最高意思決定機関を董事会または他の組織機関から株主（株主が1社の場合）または株主会（株主が2社以上の場合）に修正し、「会社法」の規定に適合した株主もしくは株主会の権限を設定する。例えば、董事の任免、会社の増資・減資・合併・分割・解散・定款の修正の決定等、これらはいず

た注意点

大地法律事務所
パートナー弁護士 熊琳

れも株主もしくは株主会が権利を行使する法定の権限となっている。

(3) 董事会の確認および調整に関連する事項

●董事会のメンバーと役職は、維持して構わないが、董事会は最高意思決定機関から株主もしくは株主会の執行機関に変更されるため、「会社法」の規定に基づいて、その権限を新たに設定する必要がある。例えば、総経理および高級管理者の任免、会社内部の管理機関設置決定等の権限は、董事会が行使することができる。

●「外資三法」所定の董事の任期（4年）と「会社法」所定の任期（3年以内）は異なるため、定款を相応に修正し、各董事の任期を調整する必要がある。

●最高意思決定機関が株主会の場合、董事は株主会の選挙によって選出されるため、董事の任命に関する株主会決議書を作成する必要がある。

(4) 「外資三法」が施行されていた時期は、董事長だけが法定代表者に就任することができたが、「会社法」は董事長または総経理が就任できると規定しているため、自社の必要性に基づいて、より柔軟に対応することができる。

(5) 「外資三法」が施行されていた時期は、日系企業の一部は監事もしくは監事会を設けていなかったが、「会社法」の規定では設定が強制となるため、定款で明確に規定し、監事を任命する必要がある。

(6) 経営管理機関の権限についても、「会社法」の規定に基づいて確認し、設定する必要がある。

2. 会社の組織形態に関係しない登録資本金・総投資額・経営範囲・経営期間等の内容について、こうした内容そのものは修正されなくても、定款が体系性の強い法的書類であることを考慮し、定款を修正する際、これらの内容についても同時に確認して、定款の内容全体の統一性を図ることを推奨する。

3. 合併契約や合作契約を締結するケースにおいて、こうした契約は「外資三法」が施行されていた時期には締結が強制されていた法的書類であったものの、「会社法」の規定では締結が必須ではないため、

次の2種類の方法から一つを選んで対応することになる。

(1) 合併契約や合作契約を確認・修正し、「会社法」及び新たな定款との一致性を保つ。この際、合併契約や合作契約の法的性質は、株主間の「投資合意書」となる。（この方法を推奨する。）

(2) 合併契約や合作契約を修正しない。本法実施条例第46条の規定に基づき、元の合併契約や合作契約の中で約定されていた持分または権益の譲渡方法・収益配分方法・余剰財産の配分方法等は、引き続き有効とされるが、依然として新たな定款と齟齬が生じる可能性は存在する。

移行期間中に変更が完了しなかった場合

本法実施条例第44条により、法に基づいて組織形態を調整せず、登記の変更を行わない現在有効な外資系企業に対し、25年1月1日より市場监督管理局は、他の登記事項の申請を受理せず、この状況を「公示」と規定している。この措置は行政処分ではないものの、企業は董事や総経理の交代等を含む登記手続きが行えなくなるため、実質上、企業の経営にとって極めて多大な不便をもたらされることになる。これと同時に、上記の「公示」は、その企業の信用に問題があるという意味になり、企業の名声に悪影響を及ぼすため、移行期間満了後も変更が完了していないという事態は、極力回避することを推奨する。

既に最高意思決定機関が株主会である企業について

これまで弊所が処理してきたケースでは、現地の日系企業の一部に最高意思決定機関を株主会に修正したものの、株主会と董事会の権限設定が不正確だった等の問題が存在していた。念のため、弁護士に全面的なコンプライアンス面での確認をさせることを推奨する。